内部通報拡大シンポジウム(主催:(一社)リーガル・リスクマネジメント研究機構"LR")

これからの内部通報システム

~消費者庁ガイドラインの改正、公益通報者保護法の改正論議を踏まえて~

日 時 2017 年 10 月 30 日(月) 午後 2 時~4 時 30 分 (第 1 部 基調講演、第 2 部 パネルディスカッション)

講 演 者 山口 利昭(山口利昭法律事務所 代表弁護士)

第1部 基調講演②

公益通報に対する企業の向き合い方

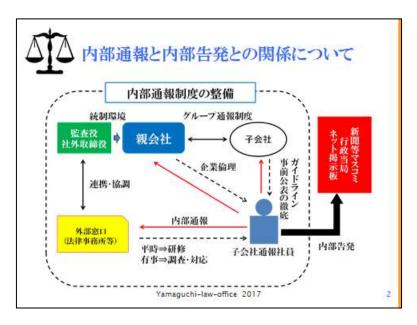
~より良い内部通報制度の構築に向けて~

私は、内部通報制度に関して、色々な会社の外部通報窓口を担当したり、内部通報窓口の 支援を行ったり、もしくは逆に内部通報者や内部告発者の代理人として通報する側の支援 をしています。

奥山さんの基調講演をお聴きしていると内部告発はなかなか会社にとって厳しいことが わかりました。だからこそ、できるだけ内部通報という形で情報を受領するという仕組みを 整えていただきたい。

たとえば社外取締役である私のところへ不正事実に関する情報が届くとします。最初に 私が何を考えるか。私が考えるのは「あなたが私のところに来ている相談は、会社のヘルプ ライン上の内部通報として来られたのですか? それとも上司への報告の一環として私を 選んで相談に来られたのですか?」と尋ねます。その後の対応が変わるからです。

みなさん方も悩む時があると思います。みなさん方の手元に届く相談や問題や通報、それ は本当に内部通報なのか、それともレポートライン上の相談なのか、そういうところから実 は考えていただきたい、ということです。

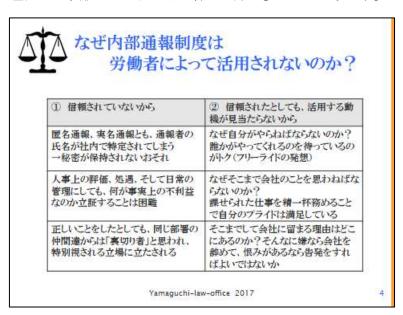


私が「内部通報」という言葉を使う時は、このような用語の区別をしています。本日も、この内容にそってお話しいたします。内部通報が機能しないとなると、ネット掲示板だとか行政当局だとか、それから新聞マスコミ、こういうところへ情報が届く、これを「内部告発」と申し上げます。



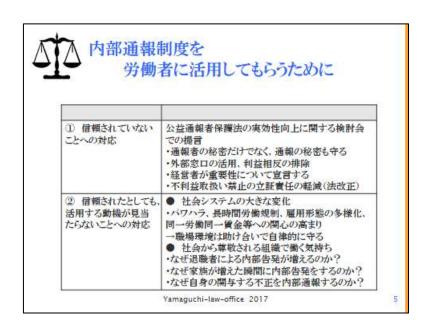
平成 28 年の年末に、内部通報に関する民間事業者社員の本音ということで、消費者庁が公表したインターネットの調査がありますが、この中で内部通報制度を利用することが重要であるということは理解しているけれども、社員の方が活用しない理由として多い順から挙げております。そもそも通報しないといけないような事実がないとか、通報してもどうにもならないと思う、通報しないといけないほどに会社を大切に思っていない、労働組合に相談に行くから通報制度は活用しないとかですね、手間が面倒だしどこに通報窓口がある

のかわからない、この辺がみなさん方の会社に通報窓口があるにもかかわらず一般社員の 方々が使わない理由という形でアンケートに答えた方が多かったようです。



なぜ活用されないかというと、このように分けられるものと思います。左側が、そもそも ヘルプラインなんて社員の方から信用されてないから。そして右側が、信用されていたとし ても、活用する動機が見当らないから。信用されてないからっていうのは左側に書いたんで すけど、「匿名や実名通報、という形で通報したとしても通報者の氏名が社内で特定されて しまうじゃないか」「秘密が保持されないだろう」、人事上の評価、処遇、日常の管理にして もですね、何が事実上の不利益なのか立証することはなかなか従業員の方では難しい。正し い事をしたとしても、同じ部署の仲間たちからは裏切り者と思われ、特別視される立場に立 たされてしまうと、これが大体ヘルプラインが信用されてないからということの大きな理 由かと思います。

それから右側の、そもそも信用できるかどうかではなく、「活用する動機がないんだよ、俺たちには」ということの理由としては、「なんで自分がやんなきゃいけないの?」「そういう問題があったら誰かが通報してくれるでしょ、それ待ってればいいだろう」とフリーライドの発想が 1 つ目ですね。なぜそこまで会社のことを思わなければならないのか。課せられた仕事を精一杯努めることで、自分のプライドは充分満足しているというのが 2 つ目。「そこまでして会社にとどまる理由がどこにあるのか」「そんなに嫌なら会社を辞めて、恨みがあるならそれこそ告発すればいいのではないか」といったことが3つ目です。



おそらく皆様方の会社もいろんな対応をして、ヘルプラインをできるだけたくさんの方に活用していただこうということで頑張っていると思います。信頼されていないことへの対応としては通報者の秘密だけではなく、通報があったということの秘密も守りましょうとか、外部窓口の活用を促進する、そこでの利益相反の排除を行う、できるだけ外部の窓口は中立公正の立場の方に担当していただくということが考えられます。また、経営者が内部通報の重要性についてきちんと宣言をしていただくとか、不利益な取扱いの禁止の立証責任を軽減するとか、これは法改正の問題ですけれども、こういうことを(私が委員を務めている)消費者庁の公益通報者保護制度実効性検討会では提言をしています。

ただ、「信頼されたとしても活用する動機が見当らない」ことへの対応ということも大切です。ただこれも一朝一夕にすぐに効果がある施策は見当たらず、社会システムの大きな変化、パワハラ、長時間労働規制、雇用形態の多様化とか、同一労働同一賃金等への関心の高まり、こういうことで私は職場環境が助け合いで自立的に守る、こういう風な組織文化が醸成されませんと、会社で活用しようという社員の方々は増えてこないように思います。それから社会から尊敬される会社で働くという気持ちも必要です。



民間事業者が内部通報制度を 理解する際の留意点

公益通報者保護制度の実効性を高めるための具体的な 手法は?(主に事業者について)

A 事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項の 具体化・明確化→内部通報制度ガイドライン、マニュアル

B 事業者の自主的な取り組みを促進するための対策の 提言→認証制度、表彰制度

C 公益通報制度運用の前提となる事項の更なる取組の 促進→公益通報者保護法の改正

Yamaguchi-law-office 2017

公益通報者保護制度の実効性の検討ということで、消費者庁の検討会では、この 3 つを 取り上げられています。

Aがガイドラインを作る、マニュアルを作るというものです。ソフトローとして何らかの指針を作れば真面目な会社、誠実な会社の方々は従ってくれるだろう、との期待があります。 Cが、これが法改正です。国内の多くの中小企業にも、公益通報の大切さを知っていただきたい。そのためにはやはり法改正が必要です。そこで公益通報制度の運用の前提となる事項の更なる取り組みを促進ということで、公益通報保護法の改正の審議というのが検討されています。 内閣府の工程表では、平成 30 年に法改正を目指すとされていますが、やや遅れそうです。

そして、この B が、事業者の自主的な取り組みを促進するための対策の提言ということで、認証制度や表彰制度、内部通報制度をきちんと活用している会社には、表彰しましょうとか、認証や例えば入札制度で有利な条件を付与しましょうといった、何らかのインセンティブを企業に与えましょうというものです。



民間事業者が内部通報制度を 理解する際の留意点

公益通報者保護法改正のためには多くの利害関係者の 合意が必要⇒消費者政策が遅々として進まない現状

公益通報者保護法制の実効性の向上をハードローではなくソフトローを活用して実現する(法改正の趣旨を指針を用いて企業社会に浸透させることが必要(「法の趣旨を踏まえた・・・」)

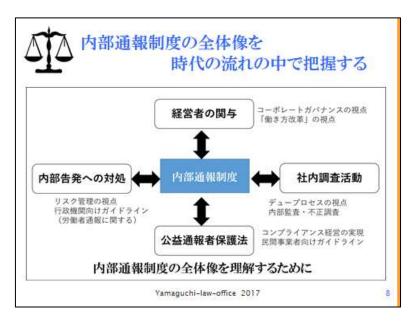
(1)そのために事業者の内部通報制度の整備を促す ⇒民間事業者向けガイドラインの活用

(2)内部告発との制度間競争を促す ⇒労働者通報に関する行政機関ガイドラインの活用

Yamaguchi-law-office 2017

このなかのAに関わる話題ですが、内部通報制度に関する民間事業者向けのガイドラインが昨年 12 月に 11 年ぶりに改訂されました。今、消費者庁もいろんなところで説明会を開催しております。また、もう一つ私から申し上げたいのは、今年の3月には労働者通報に関する行政機関ガイドライン、それから今年の7月には地方公共団体向けの労働者通報に関する行政機関ガイドライン、これも改訂及び新設という形で立て続けにガイドラインができました。これは労働者通報に関するガイドラインであることにご留意ください。

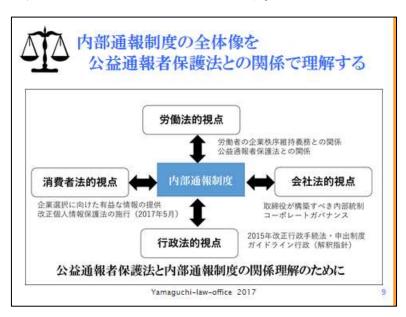
要は、一口で言うと、今までは公務員の方々は内部告発があっても公益通報者保護法に該当するかよくわからないということで熱心に通報対応されていないケースもありました。 ただこのガイドラインができたことで、例え公益通報者保護法上の公益通報に該当するような要件を満たさなくても、積極的に民間の従業員の方からの通報に関しては調査を行うと、そういったことを促進するガイドラインになっています。



最後に、皆様方に是非理解をしていただきたいのが、今内部通報制度の全体像を時代の流 れの中で把握をしていただきたいということです。

「経営者の関与」とありますが、コーポレートガバナンス・コードでは、原則の2-5等において、内部通報制度の整備、特に社外役員にも窓口になりましょうという形の要請があります。そこで最近の流れとして経営者の方の関与、全社的な取組みということが高く求められていると理解していただきたいと思います。

また右側に「社内調査活動」と書きました。内部通報制度の話をすると、ほとんどの方が 内部通報を受け付けるところまでの事しか頭に浮かびません。しかし、通報を受け付けるこ とと同じ位に社内調査活動も重要です。個人情報保護法の改正(完全実施)による社内調査 への影響などにも関心を向けていただきたいと思います。



また、公益通報者保護法と内部通報制度との関係も問題になります。

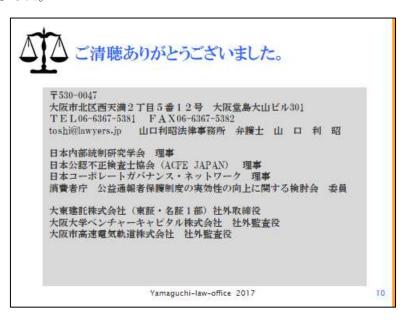
内部通報制度の全体像を理解するためには、法律としての公益通報者保護法との関係を 理解する必要があります。図に示すとおりです。

例えば労働法的な視点で考えます。例えば東京大学の有名な労働法の菅野先生の分厚い 教科書では、どこに公益通報者保護法とか内部通報っていう問題が登場するでしょうか。ひ とことでいえば「違法性阻却事由」として登場します。いわば労働法の世界からみれば、公 益通報者保護制度というのも、その程度のことなのですね。

会社法的にはどちらかというと、やっぱり公益通報よりも内部通報、つまり内部統制の構築というところ、そこに光があたるということになります。それと行政法的視点という、これはもちろんガイドラインという形でみなさん方の企業がどこまでガイドラインを重視していただけるか、という視点が大切です。ただ、最近行政手続法が改正されて、(行政処分や行政指導の発令を促す)申出制度ができたことにも留意すべきです。

そして最後は消費者法的視点ですね。先程、改正個人情報保護法の例を挙げましたけども、 消費裁判手続き特例法が適切に運用された場合には、おそらく特定適格消費者団体へ情報 が提供されることが予想されます。内部通報制度を運用するにあたっては、そのような社会 の流れにも気を配っておく必要があると思います。

ちょうど時間になりましたので、私からの基調講演をここで終了いたします。ご清聴ありがとうございました。



以上

掲載日:2018年2月13日